

農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の改正を求める意見書

国縣市町村が公共事業として、道路や河川の整備などを行う際には、農業振興地域の農用地区域においても開発行為が可能とされている。

一方、公共事業の実施に伴い、土地収用法による用地取得を行う際には、住民は転居を余儀なくされることもあるが、現行の農業振興地域の整備に関する法律及び農地法では、農用地区域の農地を転居先の居住地として使うためには、厳格な要件を満たさなければならず、要件を満たせない場合は、住民はその意に反して、住みなれた地域に住み続けることができない事例も散見される。

昨今の人口減少や少子超高齢化により、農村のコミュニティーの維持・活性化がますます求められる中、公共事業の実施による地域の過疎化やコミュニティーの弱体化は避けなければならない。

よって、国においては、公共事業の実施により転居が必要となった住民が、近隣の農用地区域への転居を希望する場合には、住みなれた地域で住み続けることができるよう、新たに特例措置の規定を設けるなど、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法を改正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成31年3月22日

宇都宮市議会

内閣総理大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
衆・参両院議長

} あて